

「戦後歴史学」から見る戦後日本における歴史学の変遷：歴史学研究会を例にして

NAGATANI, Ryosuke / 長谷, 亮介

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

278

(発行年 / Year)

2016-03-24

(学位授与番号 / Degree Number)

32675甲第369号

(学位授与年月日 / Date of Granted)

2016-03-24

(学位名 / Degree Name)

博士(学術)

(学位授与機関 / Degree Grantor)

法政大学 (Hosei University)

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00013066>

博士學位論文
論文内容の要旨および審査結果の要旨

氏名	長谷 亮介
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	第 589 号
学位授与の日付	2016 年 3 月 24 日
学位授与の要件	本学学位規則第 5 条第 1 項(1)該当者(甲)
論文審査委員	主査 国際日本学インスティテュート専担教授 小口 雅史 副査 国際日本学インスティテュート専担教授 屋嘉 宗彦 副査 文学部教授 長井 純市

「戦後歴史学」から見る戦後日本における歴史学の変遷－歴史学研究会を例にして－

【はじめに】

長谷亮介氏提出学位請求論文『「戦後歴史学」から見る戦後日本における歴史学の変遷－歴史学研究会を例にして－』は、長谷亮介氏が法政大学大学院人文科学研究科（国際日本学インスティテュート）博士後期課程在学中の 2013 年から 2015 年までの間に、『法政大学大学院紀要』に発表した諸論考や、日中関係学会「第 1 回宮本賞」受賞論文および法政大学大学院人文科学研究科（国際日本学インスティテュート）へ提出した修士論文の成果の一部（全面改稿）、それにさらに新稿を加えた上で、全体を一つの体系的な論文としてまとめなおしたものである。

最初に論文の構成を示すと、下記の通りとなる。

はじめに

第一章 「戦後歴史学」とは何か

第一節 歴史学研究会を例に挙げて

第二節 「闘争」→「抵抗」→「責任追及」

第三節 研究者による「戦後歴史学」への評価

第二章 歴史叙述の模索

第一節 『昭和史』論争と「近代化」論

第二節 歴史研究主義と歴史運動主義

第三節 「戦後歴史学」は何を叙述したか

第三章 考察されない 1980 年代

第一節 1982 年の「教科書問題」

第二節 家永三郎の教科書裁判

第三節	大きく変化した歴史叙述と「戦後歴史学」の方針
第四章	歴史学的手法・歴史観の多様化
第一節	オーラル・ヒストリーの発展
第二節	「新しい教科書をつくる会」の登場
第三節	「多様化」の時代における「戦後歴史学」
第五章	「歴史認識問題」の中の「戦後歴史学」
第一節	「南京事件」と「従軍慰安婦」問題
第二節	解決に向けての試み
第三節	なぜ対立が深刻化するか
第六章	歴史学の問い直し
第一節	「利用される」歴史学・「奉仕する」歴史学
第二節	「戦後歴史学」の何が評価され、何が批判されたか
第三節	学問としての歴史学を再考する
結びに代えて	

以下、全体を本論文と呼ぶこととする。

【各論考の内容と特色】

本論文「はじめに」で、著者は以下のような問題意識を提示する。

歴史学はいうまでもなく「学問」である。しかし日本・中国・韓国の間には存在する、いわゆる「歴史認識問題」では、「歴史」について政治的観点からクローズアップされる傾向が強い。例えば言論 NPO の国民調査（2014 年度）によれば、両国の関係を妨げる要因として、「歴史認識問題」が、日中間においては 2 番目に、日韓間においては 1 番目に挙げられている。

2015 年は戦後 70 年目という大きな節目であって、上記の「歴史認識問題」があらためて注目されたが、この問題が「国際問題」として継続的に議論されるようになったのは、おもに 1980 年代からである。この 1980 年代に歴史学研究にいったい何が起こったのであろうか。この問題を考えることが、東アジアにおける「歴史認識問題」を理解するためにもっとも重要なポイントとなるのではないか。

そこで本論文では、日本国内において、1980 年代を含め戦後から現代に至るまで日本の歴史学研究がどのように発展・変遷してきたのかを考察する。その中で、とくに戦後直後の日本の歴史学に大きな影響を与えたとされている、いわゆる「戦後歴史学」を分析の中心にすえ、さらにその系統を色濃く受け継ぐと理解されている「歴史学研究会」という日本歴史学界を代表する一つの学術組織（その機関誌が毎月刊行されている『歴史学研究』である）を重点的に扱うこととする。

日本歴史学界には多数の学会組織が存在するが、なぜこの歴史学研究会なのか。「歴史認識問題」分析という立場から、著者は以下の理由を挙げる。

1. 歴史学研究会が 1945 年に戦後日本で最初の国史教育再検討座談会を開いたと言われている点
2. 戦後から現代に至るまで、学会機関誌である『歴史学研究』を休刊せずに発行しているほか、本誌には歴史学研究会の声明も多く記載されており、学術団体としての見解が読み取り易い点

以上の点から、本論文では歴史学研究会が発行した機関誌『歴史学研究』掲載論文を中心に包括的に読み解き、戦後から現代に至るまで、「戦後歴史学」という立場に属するといわれる人々がどのような考察をもとに歴史を叙述しようとしてきたのかについてまず探る。その変遷と背景にあるものを踏まえた上で、日中韓の間に今なお未解決の問題として大きく横たわる「歴史認識問題」を考えるために、日本の歴史学界が今後取り組まねばならない課題を明らかにしたい。

じつはこの「戦後歴史学」自体に関する学史的な先行研究は、不思議なことに本格的なものは決して多いとは言えないのが現状である。代表的な学術書としては、成田龍一『歴史学のポジショナリティ』（校倉書房、2006 年）、同『近現代日本史と歴史学』（中央公論新社、2012 年）、須田努『イコンの崩壊まで』（青木書店、2008 年）がある程度である。

また歴史学研究会自身は、10 年に一度のペースで、学会の研究活動を総括する『現代歴史学の成果と課題』（50 年代、60 年代、70 年代）と銘打つシリーズを出してはいるが、なぜか 1980 年代を総括する『現代歴史学の成果と課題』は出版されていない。2002 年の『歴史学における方法的転回』では、多少の考察が行われてはいるが、そこでは 1990 年代以降についての考察がほとんどである。

成田龍一も、こうした状況に疑問を持ち、日本の歴史学＝「戦後歴史学」は、1970 年代と 1990 年代の歴史意識が、1980 年代によって切断されたと考えている。

また歴史学研究会に属する研究者の中からも、「切断」という表現までは使用せずとも、1980 年代から、近現代史を扱う場合の日本の学界における歴史叙述が変化したと指摘する声が現れはじめている。しかし、具体的に「どこがどのように変化した」のか、またそもそも「なぜ変化したのか」という問題についての詳細な研究は、いまだ十分に行われていないと思われる。

以上が著者の問題意識であるが、つまり本論文の学術的な意義は、なぜかこれまで当事者たちからもあまり触れられずにきた、以上の重要な論点にあらためて本格的なメスを入れることにある。

まず第一章「戦後歴史学」とは何か」においては、著者が分析の主たる対象とした「戦

後歴史学」とはどのようなものであったのかを分析する。敗戦後の「戦後歴史学」は、戦中、隆盛を極めた「皇国史観」からの脱却を第一に掲げて登場したものである。著者は「皇国史観」を客観性が欠如した歴史学であるとみなし、それを正して、「科学性」を重視した実証研究への移行を目指すものが「戦後歴史学」であったという定義（遠山茂樹『戦後の歴史学と歴史認識』岩波書店、1968年）に基本的に従うという。そこでは天皇を中心とした支配者層から見た歴史ではなく、被支配者層から見た歴史こそが描かれるべきであるという理念（唯物史観）が形成される。これは検討対象としている歴史学研究会の綱領にも記載されている観念である（「科学的真理以外のどのような権威をも認めない」、「歴史学と人民との、正しいむすびつき」など）。

こうした唯物史観は、必然的に「資本主義の否定、社会主義の肯定」という前提を含んでいた。それゆえ、「戦後歴史学」の叙述する歴史は、支配者層（資本家）からの解放を求める、人民の闘争として描かれることが主流であった。こうした歴史的な戦いを、「戦後歴史学」の人々は「階級闘争」と呼んだが、これは後に「人民闘争（史）」へと変化していくことになる。1960年代には、安保闘争とベトナム戦争反対運動で盛り上がりを見せた人民闘争史であったが、安保条約の締結や高度経済成長によって、徐々にその影響力を失っていた。

こうした流れに対して増谷英樹は、これまでの人民闘争史では、諸階級・諸階層の横の連帯が疎かになっていた点を指摘し、「闘わない人民」ないし「闘えない人民」の存在を歴史の中に見出すことを主張するようになる（『歴史学研究』別冊特集、「人民闘争史研究の課題と方法」、1971年10月）。これは内容的には従前の人民闘争史と大きな変化があったわけではないが、何かを勝ち取るという意味での「闘争」から、より客観的な「抵抗」というニュアンスで歴史を叙述する傾向に移行していくことを目指すものであったと解釈出来る。

しかし人民闘争史研究の「主体」としてのイメージを有していた「重工業・鉄道労働者」を中核におく「労働者」「従業員」のイメージが、この時期には完全に変質したこと、1972年の連合赤軍の浅間山荘事件や、1976年のソ連のアフガニスタン侵攻といった、社会主義の暴力を多くの日本国民が目当たりにしたことにより、「戦後歴史学」への支持がさらに低迷したことがこれまでも指摘されてきた。

こうした「抵抗」の歴史叙述で、日本による植民地支配に抵抗した朝鮮の人々の運動が日本人研究者によって大きく注目されることとなってきた。ただしこれはあくまで、「日本の支配者層による帝国主義に抗う日本、中国、朝鮮の国民」という枠組みで考察されており、現代において言及されている「日本の戦争責任」を追求するものとは必ずしも言えない考察であった。

「戦後歴史学」の立場にたつ研究者による、日本の戦争責任を本格的に追求する歴史叙述が目立つようになるのは、1982年に起こった「教科書問題」以後からである。それまでは日本国内における「国家独占資本主義」という経済構造の研究を中心とするものであったわけであるが、以後はアジアへの侵略戦争の展開を第一義とする枠組みへと変化してい

った。それは、日中戦争の悲惨な実相を明らかにしてきたつもりであった研究が、じつはそうではなかったことを中国民衆から告発されたことを受けたものである。つまり「戦争史の第一義的な問題」を解明する必要性が強調され、日本の民衆に対して「侵略者・加害者」としての実像を「冷徹にとらえること」を課題の一つとするような「戦後歴史学」全体の変化も起こったという。

以上の点から見ると、「戦後歴史学」の近現代史における歴史叙述の特徴として、人民の「闘争」による歴史から、人民の「抵抗」の歴史へと変化し、最終的に日本の「戦争責任」を「追及」する歴史叙述へと変化したとまとめることができる。この点こそが、成田が指摘した「切断」なのではないかとする（人民闘争史という従来の歴史観の放棄、「科学性」から「連帯性」への重要視）。こうした「戦後歴史学」の有効性については、各歴史学研究者によって評価は様々であるが（「1960年代までがピーク」、「1980年代半ばまで」、「現代でも有効」など）、このことは、「戦後歴史学」そのものが極めて複雑で簡単に総括することが難しい特質を持っていることの証左であるとしてこの章を結ぶ。本章は、日中関係学会「第1回宮本賞」2013年受賞論文をベースにしており、本論文の白眉である。

つづく第二章「歴史叙述の模索」では、「戦後歴史学」が、歴史叙述に関して論争した二つの事件、すなわち①『昭和史』論争と②「近代化」論について検討する。

①は、1955年に今井清一・藤原彰・遠山茂樹らが執筆したベストセラー『昭和史』（岩波新書）という書籍の歴史叙述に対して、文学者の亀井勝一郎が行った批判から始まった。亀井は、『昭和史』には無味乾燥な文章だけが羅列されていて、そこに生きている人間の姿が見えてこない、と批判したのである。これに対しては様々な歴史学者たちが反論を行った。執筆者の一人である遠山は、歴史の目的は、慰楽を与えるのでも、感動を起こさせることでもなく、ただ純粋な知識のみを読者に与えることであると主張した。それと同時に、着実な論理の展開も歴史学者には求められていることにも言及する。また遠山はマルクス主義史観に関する注意点も考察しているが、これは後日、井上清らの反発を招くことになった。

②は、新たに駐日大使に就任したライシャワーと経済学者の中山伊知郎による「日本近代化の歴史的評価」と題して、『中央公論』1961年9月号に掲載された談話をさす。要するに明治維新から始まった日本の「近代化」は、歴史的に見て大きな成功であり、これは現在のアジア諸国の模範となるべきものである、という内容であった。これについて、多くの「戦後歴史学」の立場にたつ研究者たちは、アメリカのアジア政策と日本のアジア政策をより緊密に結合させるための政治的発言であるということによって一致していた。

例えば藤井松一は、日本の「近代化」を、アジアにおける資本主義的な工業化の模範的な成功例として讃美し、日本国家の現状と将来をバラ色に描き出すことによって、現存社会の諸矛盾を陰蔽し、変革の担い手たる民衆をして支配体制のなかに眠りこませることを意図するものであるとし、資本主義の発展・産業化と、専制的天皇制とファシズム下の人民

の貧困と無権利および日本帝国主義のアジア侵略との構造的連関を科学的に明らかにすべきことを主張した。それ以後、例えば芳井研一は「戦争への協力を強制していった装置」を明らかにすることの重要性を説き、本来ならば、共闘すべきであったアジア人民を、侵略する側である国家への「協力を強制した」システムの解明を急ぐことになる。こうした日本国民の「戦争参加への強制」論は、1970年代までにいくつも発見することができる。

歴史学研究会において、「日本の戦争責任」を具体的に言及した最初の論文は、『歴史学研究』357号（1970年2月）掲載の俵部景俊「沖縄における戦争責任」であったと思われる。俵部はまず、沖縄の米軍基地の存在そのものが、アジア人民に対する侵略と抑圧の象徴であり、「沖縄の現実（基地と軍政）」は日本国民に対して、被害を与えていると同時に侵略戦争への加担を強いているというのである。こうした考えの根本に、被支配者層として、日本とアジア諸国の国民をひとつの枠組みとして捉える発想があった。もちろん『歴史学研究』第433号（1976年6月）に掲載された、松永昌三・田村貞雄の「若い世代の歴史意識と大学一般教育」などの例外も存在するが、全体的に見れば、1970年代までは、日本人民を戦争へ参加することを余儀なくさせた装置の解明こそが、「戦争責任論」の支柱だと考えていたとみるべきであるとする。

第三章「考察されない1980年代」では、本論文執筆の主たる契機となった1980年代の分析に入る。「戦後歴史学」の歴史叙述を大きく変えた契機は、1982年の「教科書問題」であった。教科書検定によって、日本の歴史教科書の記述において、中国への「侵略」を中国への「進出」と書き改められたという当初の報道は、後に「誤報」であったことが判明しているが、この「誤報」は、日本国内だけでなく、中国・韓国などのアジアからも大いに注目されることとなった。これをうけて「戦後歴史学」内部から歴史叙述の転換を訴える声が多く挙がることになったのである。

この1980年代の変化を見出すにあたっては、家永三郎の教科書裁判の過程を考察することが有効である。1970年代までの裁判（第一次訴訟・第二次訴訟）は、国民意識の形成を権力的に統制画一化しようとする政治作用に対して強く抗議するものであった。つまり教科書検定は、日本の憲法の定める学問の自由に違反していることを主張したのである。歴史学研究会も『歴史学研究』第309号（1966年2月）において、科学的な歴史学の発展を願い、平和と民主主義のための歴史学を擁護するという立場から家永の裁判を支持するという声明を掲載している。「戦後歴史学」に属する永原慶二・遠山茂樹といった大家たちがそれを支持する論考を次々『歴史学研究』誌上に発表した。これらは、主に歴史学の科学性を訴え、それを守ることに力を注ぐものであって、それを裁判で立証するために、憲法違反を根拠に裁判所に持ち込んだのである。かれらは家永の歴史叙述、歴史観に賛成しているからではなく、検定が行われることによって生じる、学問それ自体への問題性を重視したのである。

しかし1982年6月の「教科書問題」以後、そこに新しい論点が加わることになる。永原

は、家永教科書裁判における重要な点のひとつとして、日本近代史における「戦争責任」や「国家像」を論じるようになる。また歴史学研究会委員会も「侵略の歴史を改ざんする教科書検定に改めて抗議する」声明文（1982年7月30日）を公表する。「アジアの国々の民衆との連帯を損ねる」教科書を作り出そうとする日本政府を批判しており、歴史学の「科学性」ではなく、アジアの人々との「連帯」が前面に押し出されていることが注目される。

家永第三次訴訟においては、「侵略問題」「南京大虐殺」など、きわめて思想審査性の強い数項目に限定し国家賠償請求を提訴した点が、従来とは異なっている。家永は日本の戦争責任に比較的早くから目を向けており、その教科書『新日本史』でもそのことに関する記述を著していた。ただし今回のように、わざわざ裁判の重要項目として列挙したことはなかったのであるが。これをうけて歴史学研究会の会告でも、「第三次教科書訴訟は、第一に、第一次・第二次訴訟ではとりあげられていない新たな項目をめぐって検定の検閲としての性格を明らかにしようとする訴訟」であると明記している。

以上の流れの中で『歴史学研究』第531号（1984年8月）では再び教科書検定に関する特集が組まれることになるが、この特集で目立つ事柄としては、従来ほとんど触れられてこなかった日本の「戦争責任」に関して大きく言及する論文が出現した点である。日本の「戦争責任論」は、家永の教科書裁判だけではなく、1980年代以降の『歴史学研究』における近現代史の大きなテーマへと変貌を遂げることとなったことが窺える。

第四章「歴史学的手法・歴史観の多様化」では、1980~1990年代が、日本国内の歴史学の多様化が促進された時代であったことに注目する。歴史学的手法においてはオーラル・ヒストリー（個人の証言）が発展した。また「新しい教科書をつくる会」（以後、「つくる会」と略称する）の発足という、歴史観についての新しい動きの変化もあった。

これをうけて、とくに1990年代後半には「戦後歴史学」と「つくる会」の歴史叙述に関する衝突が激しくなる。当初は、「戦後歴史学」の中でも冷静な議論が行われていたが、2001年に「つくる会」が作製した中学校用歴史教科書が検定に合格した前後から、次第に感情的な論争へと変化していく。そしてこのころから、「戦後歴史学」に属する人々は、「つくる会」の教科書を批判する際に、それが「アジア諸国との連帯や友好を阻害する」ものであると訴えるようになる。

第五章「歴史認識問題」の中の「戦後歴史学」では、1980年代から噴出した「歴史認識問題」解決のために行動を起こした人々が、「戦後歴史学」に属する研究者の中にも大勢存在したことを論じる。例えば、「南京事件」については、1984年に南京事件調査研究会が設立され、また「従軍慰安婦」問題については、和田春樹らが中心となって「アジア女性基金」が1995年に設立された。その他、関連するシンポジウムも国内外で開催されている。

しかし、これらの事柄は、政治的な側面や人権問題の要素を多分に含んでいたため、純粋な学問としてのみの追求には限界があった。加えて「戦後歴史学」側も「つくる会」側

も、自身の所属する学派の立場の研究に専心するあまり、相手側の最新の学説を正確に把握できなかったという、研究者側の問題も浮き彫りとなった。感情面を押し出した、一刀両断的な相手への批判が、冷静な議論を遠ざけていたと言わざるをえない、とまとめている。

最終章となる第六章「歴史学の問い直し」では、「歴史認識問題」に影響を受け、現在の日本の歴史学学界には、アジア諸国との「連帯」「友好」を実現するために、歴史学そのものが「利用」され、研究者にもその目的を達成するために「奉仕」している傾向が現れていることを問題視する。例えばメディアなどで取り上げられた後に、シンポジウムを開いたり、何らかの団体を組織するなどといった行為がしばしばなされている。しかし現時点でなすべきことは、学問としての歴史学を、今一度確立させることではないかとする。

「戦後歴史学」がその転換として行った、アジアの人々との「連帯」や「友好」は、確かに歴史学において新たな視点を与えた。しかしその反面、反動により、学問としての歴史学が重要視されにくくなり、感情的な議論が増加したという問題も出現した。今後は、「連帯」「友好」的な事柄と学問的考察は分離して考えるべきではないか、と主張する。

日本国内における、歴史学界の課題としては、議論をドッジボールから相互のキャッチボールに戻していくことではないか。これこそ日中韓の「歴史認識問題」を考える上で、今後重要となってくるはずだと全体を結んでいる。

【総合的評価】

以上のように、本論文は、「戦後歴史学」の一つの中心を形成したとって過言ではない、日本を代表する歴史学会の一つである歴史学研究会とその機関誌『歴史学研究』を研究対象として、その声明文や「すべての論考」を丹念にチェックし分析・整理した上で、同じく「戦後歴史学」とまとめられる新しい歴史研究の方法が、その時々 of 研究者の関心や、置かれた社会的立場によって実際には変化していることを鋭く分析したものである。

「戦後歴史学」すなわち敗戦後の主流たる日本近現代史研究の進化を丹念に叙述描写したもので、戦後復興から経済大国、さらには先進国となった日本の知性・教養の在り方についても考える手がかりを提供している興味深い研究であるとも評価できる、幅広い内容を含んでいる。これまでも「戦後歴史学」に対する分析はなかったわけではないが、転換期となる 1980 年代を設定し、独自の独創的な分析・成果をえたことも評価できよう。

本論文の著者は、現在に至るまで解決の道筋すらはつきりしない、東アジア世界における「歴史認識問題」を解決して、自らの研究が東アジア世界における架け橋となることを夢見て国際日本学インスティテュートに入学した院生である。こうした明確な目的意識を前提に、もちろんそれは口で言うほど簡単なことではないが、今後の歴史学研究が歩むべき道をも最終的に提示するに至ったといえる。

特定の雑誌に限っているとはいえ、戦後の月刊誌を、現在に至るまですべて読破し、内

容分析してその変化を追い求めるという手法は、これまでの研究者が避けてきたものである。日本史研究においては、現在に残された史資料が極めて限られている考古学や古代史では、こうした悉皆調査はそう珍しいものではないし、史学史から始めるのは、いわば常套手段であって常識的な作業であるとも言えるが、膨大な史資料や論考が残されている近現代史について、こうした作業を長期に亘って統一的に行うことは、従来ほとんどなされてこなかった。せいぜい、期間を区切った分析のみが行われてきたのである。ここまで徹底した検討がなされると、読者にはいささか満腹感をもたらすような恐れもあるかもしれないが、それくらい徹底した分析がなされたことは評価すべきであろう。本当に丁寧に多くの論文を読みこなして結論を得たことは間違いなく、それ故に説得力も高い。

また先にも触れたように著者自身が着目している「考察されない1980年代」という問題も存在している。これは「戦後歴史学」という立場にたつ研究者、あるいは歴史学研究会自身が、その総括を言わば避けてきた問題であるが、それゆえ本論文がこの問題を検討の俎上に載せ、「戦後歴史学」研究者に対して反省を迫る道筋をつけた点は高く評価すべきであろう。

こうした探究心の旺盛さは将来の研究発展を確実に約束しているように思われる。いささかジャーナリズム的な文章になってしまっている箇所もまみられるが、近現代史を通観する新しい史学史研究を形成する過程においては、こうした研究はむしろ好感を持って迎えられるともいえる。

こうした「戦後歴史学」の分析方法とそこからえられた成果は、今後他の学術研究分野へ応用できる可能性も秘めている。また現段階では「日本」という事例研究ではあるが、その国際比較の手法や可能性も随処に示唆されている。「国際日本学」という新しい研究分野の推進に大きな役割を果たしていることも評価して良いと思われる。

もちろん著者の研究には現時点では欠けているもの、方法論的にさらに検討を要する部分や今後さらに期待すべき点も多い。

たとえば本論文のスタンスについて。この論文の問題意識として冒頭に日中韓の「歴史認識問題」を挙げているわけであるが、ここに関心を持つのはある意味で当然であるけれども、これはそもそも「歴史」研究と言うよりは、優れて「政治」的問題ではないのか。歴史研究者の歴史認識は、著者自身が引用しているE・H・カーも触れているように「解釈」だから、それ自身はいろいろあって良いはずで、それはそれとして、一方で政治家の歴史認識は歴史研究者の歴史認識と違いがあるのかどうか。政治家の歴史認識問題は学問であるのか。あるいは歴史学研究者が政治家に圧力をかけて彼らの歴史認識を変えることができるのか、こういった難解な問題にこれから積極的に取り組んで欲しいと思う。関連して本論文では、国民感情についてもそれらと同列に扱われているが、日中韓3国の国民感情のぶつかり合いも、これは単純に政治家の歴史認識だけに左右されるわけではないであろう。観光の問題、経済の問題など様々な交流に影響されているはずで、これらを政治家と同列にして論じて良いのか。さらにいえば「戦後歴史学」がその初期においては政治とか

なり密接であった時期もあるのであって、このあたりの整理もさらに突っ込んでなされる必要があろう。歴史学研究者の中にも政治争点とリンクさせた研究も確実に存在するし、一方でアカデミズムに身を置いた歴史学研究者がなすべき行為を政治から距離をおいて限定すべきだと考える研究も存在する。これらは一筋縄では捉えられない困難な問題となっている。また最終章では全体の結論を明確にすべく、いささか問題点を無理にあぶり出しているような箇所もないわけではない。

さらに無い物ねだりをすれば、本論文は「戦後歴史学」あるいは「その後の歴史学」のみを論じて、結論的に最後で純粋に学問に戻ってもう一度冷静に分析し直すことを主張しているようにもみえてしまう。自分で学問としての歴史学、すなわち学問本体部分に取り組まずに、他の研究者の成果ないし歴史認識だけを分析して論じて良いのだろうか。これはある種、自己矛盾に陥ってしまう恐れもないわけではない。ただ著者は修士論文執筆の過程で、南京事件について自分なりに整理した経験がある。本論文では新たに教科書裁判や従軍慰安婦については、自分なりに歴史学本体に取り組んだことを示してはいる。今後は歴史研究の王道を踏まえた上での再分析にも期待したい。史学史の整理をしたあとは、日本考古学や古代史研究にあっても、それを踏まえた上での自分自身の歴史観を問われることになるし、それは近現代史研究においても同様である。もちろん今は基礎固めの段階で良いわけであるが。

またこれも無い物ねだりではあるが、「戦後歴史学」は近現代のアジアだけを論じてきたわけではない。原始時代から扱っているわけであるから、こうした方面での研究を多少なりとも進めるとさらに幅の広い研究になるであろう。

その他、著者には、まだまだ期待する点が多い。本論文の成果をもとに、さらに研究が発展していくことが十分に期待される、将来性も高い論文であると評価できることは間違いないと考えるものである。

【結論】

審査小委員会は、長谷亮介氏提出の学位請求論文『「戦後歴史学」から見る戦後日本における歴史学の変遷－歴史学研究会を例にして－』を、上記のごとく評価し、本論文提出者が博士（学術）の学位を授与されるに十分な資格を有するとの結論に達した。